

## 議案第 1 2 号

### 瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市公園条例（昭和 5 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、町立の公園の設置及び管理について必要な事項を定め、町立の公園の健全な発達及び利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 1 条の次に次の 6 条を加える。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
- (2) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園で町が設置するものをいう。ただし、次条においては、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (3) 都市公園以外の公園 都市公園以外の公園又は緑地で町が設置するものをいい、町が当該公園又は緑地に設置する公園施設に準ずる施設を含むものとする。
- (4) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (5) 公園施設等 公園施設及び都市公園以外の公園に設置する公園施設に準ずる施設をいう。
- (6) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次の各号の都市公園を設置する場合は、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げる配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準として定めること。ただし、瑞穂町宅地開発等指導要綱の規定により設置する都市公園は、この限りでない。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的

とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として住民の運動の用に供することを目的とする都市公園 住民が容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる公園以外の都市公園を設置する場合は、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 都市公園についての法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる場合等)

第1条の6 都市公園についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関

する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の7 都市公園についての高齢者移動等円滑化法第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定める。

第3条中「次の行為」を「次に掲げる行為」に改め、同条ただし書中「事項」を「行為」に改める。

第5条の見出し中「公園施設」を「公園施設等」に改め、同条第1項中「第5条第2項の規定による条例」を「第5条第1項の条例」に改め、「許可申請書の記載」及び「の各号」を削り、同項第1号及び第2号中「公園施設」を「公園施設等」に改め、同条第2項中「規定による」及び「の各号」を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(軽易な変更)

第5条の2 公園の占用許可事項の変更で、次に掲げる軽易な変更については、当該変更に係る許可を受けることを要しないものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第6条中「規則で」を「別に」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

瑞穂町都市公園条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、町立の公園の設置及び管理について必要な事項を定め、町立の公園の健全な発達及び利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1)公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。</u></p> <p><u>(2)都市公園 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する都市公園で町が設置するものをいう。ただし、次条においては、法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。</u></p> <p><u>(3)都市公園以外の公園 都市公園以外の公園又は緑地で町が設置するものをいい、町が当該公園又は緑地に設置する公園施設に準ずる施設を含むものとする。</u></p> <p><u>(4)公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。</u></p> <p><u>(5)公園施設等 公園施設及び都市公園以外の公園に設置する公園施設に準ずる施設をいう。</u></p> <p><u>(6)特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)第 2 条第 13 号に規定する特定公園施設をいう。</u></p> <p><u>(住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p><u>第 1 条の 3 町の区域内の都市公園の住民 1</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 次の各号の都市公園を設置する場合は、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げる配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準として定めること。ただし、瑞穂町宅地開発等指導要綱の規定により設置する都市公園は、この限りでない。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として住民の運動の用に供することを目的とする都市公園 住民が容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的と

する都市公園、主として市街地の中心部に  
おける休息又は観賞の用に供することを目  
的とする都市公園等前項各号に掲げる公園  
以外の都市公園を設置する場合は、それぞ  
れの設置目的に応じて都市公園としての機  
能を十分発揮することができるように配置  
し、その敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の5 都市公園についての法第4条第1  
項の条例で定める割合は、100分の2とす  
る。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認め  
られる場合等)

第1条の6 都市公園についての都市公園法  
施行令(昭和31年政令第290号。以下「政  
令」という。)第6条第1項第1号に掲げる  
場合に関する法第4条第1項ただし書の条  
例で定める範囲は、同号に規定する建築物  
に限り、当該都市公園の敷地面積の100分  
の10を限度として前条の規定により認め  
られる建築面積を超えることができる。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2  
号に掲げる場合に関する法第4条第1項た  
だし書の条例で定める範囲は、同号に規定  
する建築物に限り、当該都市公園の敷地面  
積の100分の20を限度として前条の規定に  
より認められる建築面積を超えることがで  
きる。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3  
号に掲げる場合に関する法第4条第1項た  
だし書の条例で定める範囲は、同号に規定  
する建築物に限り、当該都市公園の敷地面  
積の100分の10を限度として前条又は前2  
項の規定により認められる建築面積を超え  
ることができる。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4  
号に掲げる場合に関する法第4条第1項た  
だし書の条例で定める範囲は、同号に規定  
する建築物に限り、当該都市公園の敷地面

積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の7 都市公園についての高齢者移動等円滑化法第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定める。

第2条 略

(行為の制限)

第3条 公園内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第7号までに掲げる行為について、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1)から(9) 略

第4条 略

(公園施設等の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第5条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設等を設けようとするときには、次に掲げる事項

アからエ 略

(2) 公園施設等を管理しようとするときには、次に掲げる事項

アからエ 略

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)から(4) 略

(軽易な変更)

第5条の2 公園の占有許可事項の変更で、次に掲げる軽易な変更については、当該変更に係る許可を受けることを要しないものとする。

(1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有

第2条 略

(行為の制限)

第3条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第7号までに掲げる事項について、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1)から(9) 略

第4条 略

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第5条 法第5条第2項の規定による条例で定める許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときには、次に掲げる事項

アからエ 略

(2) 公園施設を管理しようとするときには、次に掲げる事項

アからエ 略

2 法第6条第2項の規定による条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(4) 略



者が当該占用の目的に付随して行うもの

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。